

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【公表番号】特表2017-517362(P2017-517362A)
 【公表日】平成29年6月29日(2017.6.29)
 【年通号数】公開・登録公報2017-024
 【出願番号】特願2017-514792(P2017-514792)
 【国際特許分類】

A 6 1 B 3/117 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 3/10 G

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月16日(2018.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

眼の虹彩角膜環状領域の少なくとも一部を観察するための光学機器であって、
眼の虹彩角膜環状領域の少なくとも一部を照明するために、当該一部に含まれる複数のサブ領域のうち対応するものへ向かう少なくとも一つの照明光ビームのための複数の照明光路を有している照明アセンブリと、

眼の虹彩角膜環状領域の少なくとも一部の像を取得するために、当該一部に含まれる複数のサブ領域のうち対応するものから到来する少なくとも一つの撮像光ビームのための複数の撮像光路を有している撮像アセンブリと、

眼の前面に近い側に配置されるように構成された前面と当該前面から遠い側に配置されるように構成された後面を有しており、当該前面と当該後面の間に配置されている中央部と、当該中央部の周囲に配置されている側部を備えているフロント光学アセンブリと、
 を備えており、

前記フロント光学アセンブリは不動であり、

全ての前記撮像光路は、前記前面と前記後面の間において前記中央部を通過しており、
 前記側部は、前記中央部を包囲して全ての前記撮像光路に沿って光を反射する反射エレメントを備えており、

使用時において、少なくとも撮像アセンブリは、観察対象の眼から離れて配置される、光学機器。

【請求項2】

前記フロント光学アセンブリの前記前面は、眼の前面から0.5mm~2.5mmの距離に配置されるように構成されている、

請求項1に記載の光学機器。

【請求項3】

全ての前記照明光路は、前記前面と前記後面の間において前記中央部を通過しており
 前記反射エレメントは、全ての前記照明光路に沿って光を反射するように構成されている、

請求項1または2に記載の光学機器。

【請求項4】

前記反射エレメントは、前記中央部に対向している反射面を有しており、

前記反射面は、円筒形状、角筒形状、円錐形状、あるいは角錐形状の側面である、
請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の光学機器。

【請求項 5】

前記照明光路と前記撮像光路の少なくとも一方の数は、有限である、
請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の光学機器。

【請求項 6】

前記撮像アセンブリは、眼の虹彩角膜環状領域の一部における少なくとも一つのサブ領域から到来する少なくとも一本の撮像光ビームを受けるために、少なくとも一つの像検出器を備えている、
請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載の光学機器。

【請求項 7】

前記撮像アセンブリは、眼の虹彩角膜環状領域の一部における少なくとも一つのサブ領域に複数の焦点面で焦点を結ぶように構成されている、
請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載の光学機器。

【請求項 8】

眼を固定するための光出射器を備えている、
請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の光学機器。

【請求項 9】

前記フロント光学アセンブリは交換可能である、
請求項 1 から 8 のいずれか一項に記載の光学機器。

【請求項 10】

エイミング光ビームを出射するように構成されたサージカルレーザシステムを備えており、

前記フロント光学アセンブリとリア光学アセンブリは、前記エイミング光ビームを伝達するように構成されている、

請求項 1 から 9 のいずれか一項に記載の光学機器。

【請求項 11】

前記撮像アセンブリと電氣的に接続されており、画像を処理し、前記虹彩角膜環状領域の少なくとも一箇所における虹彩角膜角の大きさの測定と前記虹彩角膜環状領域の評価の少なくとも一方を行なうように構成されている電子処理ユニットを備えている、
請求項 1 から 10 のいずれか一項に記載の光学機器。

【請求項 12】

前記撮像アセンブリと電氣的に接続されており、画像を処理し、前記虹彩角膜環状領域の全体のパノラマ画像を生成するように構成された電子処理ユニットを備えている、
請求項 1 から 11 のいずれか一項に記載の光学機器。